

都労委平成30年不第15号

日本知的障害者福祉協会事件 第17回調査調書

期 日	令和2年 3月24日 15時00分 ~ 16時15分	
場 所	第 1 審 問 室	非 公 開
出席委員	審 査 金 井	労働者 久 保 使用者 石 川
区分	申 立 人 側	被 申 立 人 側
出席 当事者等	申立人 河野 通彦 申立人 松浦 聡 補佐人 [REDACTED] 同 [REDACTED] 同 [REDACTED]	代理人 [REDACTED] 補佐人 太田 和男 同 古屋 貴邦 同 三浦 史子
証人		
次回 期日 と証 人	令和2年 4月20日 10時30分 ~ 第18回調査	

要 領

1 提出書類

申立人：なし 被申立人：なし

2 概要

(1) 両当事者間において、別紙のとおり本件審査計画の争点2について部分和解が成立し、申立人は請求する救済内容の一部について書面で取り下げることとなった。また、担当三者委員は、本件期日において、以下の3点につき言及した。

ア 被申立人の[REDACTED]事業課課長代理が平成28年4月19日に当時の係長に対して行った言動により、組合をして本件申立てにつながる疑念を抱かせたことについて、遺憾の意を表明する。

イ 被申立人の業務課内において、その業務を一層的確・円滑に遂行するために、管理職も含めた職員相互間で意思疎通（報告・連絡・相談等）がより緊密に行なわれることを期待する。

ウ なお、組合及び松浦組合員らとその情宣・広報活動等において本和解協定書及び本件期日調査記載の三者委員言及部分をそのピラ等に掲載する場合（「東京南部労働者組合・日本知的障害者福祉協会BLOG」を含む。）には、実名記載箇所を伏字にする等の配慮をするよう要請し、申立人らの了承を得たことを付言する。

(2) 被申立人は、争点1に係る解決案について、次回期日までに検討してくることとなった。

(3) 両当事者は、審問速記録に誤記がある場合、次回期日までに書面で申し出を行うこととなった。

◎審問の記録 [REDACTED] 別添速記録のとおり

令和2年 3月24日作成

担当職員 [REDACTED]

東京都労働委員会